

# オウム真理教主流派「Aleph」に対する再発防止処分を請求

## 1 団体規制法施行以来初めてとなる再発防止処分を請求

### 「Aleph」が観察処分への対抗姿勢を鮮明化

主流派（「Aleph」及び「山田らの集団」(注)）及び上祐派（「ひかりの輪」）を主要3団体として活動するいわゆるオウム真理教（団体）に対しては、公安審査委員会が、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があると認められるなどとして、1月、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）に基づき、7回目となる観察処分の期間の更新を決定しており、団体には、3か月ごとに組織や活動の現状を公安調査庁長官に報告することが義務付けられている。

このうち、最大の規模を有する「Aleph」は、令和2年（2020年）2月以降、実質的に「Aleph」の資産というべき収益事業体（在家の構成員に対するヨガ指導や物品販売などを目的とした事業体。出家した構成員が活動に従事）の資産などを報告しなくなっただけでなく、本年5月以降は、報告すべき事項を一切報告しておらず、観察処分に基づく義務を履行しようとする姿勢が全く見受けられない状況にあった。

(注) 「山田らの集団」については、自ら固有の名称を用いていないため、幹部構成員の氏名を踏まえて呼称した。

### 再発防止処分の請求

公安調査庁は、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持している団体の活動状況を明らかにするという観察処分の目的に照らし、「Aleph」に対して、報告義務を履行するよう指導を繰り返したが、「Aleph」は、これに応じなかった。

このような不報告により、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難な状況になったと認められたことから、公安調査庁長官は、10月25日、公安審査

委員会に対し、団体規制法第8条第1項の規定に基づき、同法施行以来初めてとなる再発防止処分を請求した。



再発防止処分請求後の記者会見（写真提供：共同）

### 再発防止処分の要件

団体規制法  
第8条第1項後段

公安調査庁長官に対する報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるとき

## 再発防止処分の請求内容

団体規制法に基づく再発防止処分は、6か月を超えない期間を定め、団体に対して、土地・建物の新規取得や使用、勧誘に係る活動などを一時的に停止させるものであるとこ

ろ、今般の処分の請求内容は、団体規制法第8条第2項に定められた処分のうち、以下の処分を6か月間求めたものである（📄下表）。

### 再発防止処分の請求内容

処分の概要		請求内容
①土地・建物の新規取得等の禁止 (第8条第2項第1号)	いかなる名義をもってするかを問わず、 <b>土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止</b>	「Aleph」による土地又は建物の新たな取得及び借受けを <u>地域を特定せずに禁止</u>
②土地・建物の使用禁止 (第8条第2項第2号)	当該団体が所有し又は管理する特定の <b>土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止</b>	「Aleph」が <u>所有・管理する特定の施設の全部又は一部の使用禁止</u>
③勧誘等の禁止 (第8条第2項第4号)	当該団体に加入することを強要し、若しくは <b>勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止</b>	「Aleph」への <u>加入の強要、勧誘、脱退の妨害を禁止</u>
④受贈与の禁止 (第8条第2項第5号)	金品その他の財産上の <b>利益の贈与を受けることを禁止</b>	「Aleph」が <u>金品等の財産上の利益の贈与を受けることを禁止</u>

(当庁作成)

## 「Aleph」による報告の提出～請求の撤回

再発防止処分の請求後、公安審査委員会における審査が進行する中、「Aleph」は、報告していなかった5月15日を期限とする報告及び8月15日を期限とする報告を行い、さらに、11月15日を期限とする報告を行った。これらの報告を受け、公安調査庁は、11月19日、再発防止処分の請求を撤回した。

もっとも、報告内容としては、いずれも、

収益事業の資産など、要報告事項の一部の報告がなかったことから、公安調査庁としては、是正指導を行うとともに、仮に報告が是正されずに、その状況が継続した場合には、要報告事項の一部が報告されていないことを理由とする新たな再発防止処分の請求を視野に、適切に対処していく。

## 2 今後の「Aleph」の危険性増大の抑止への取組

公安調査庁は、今般の再発防止処分請求のように、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大の抑止を図る取組も適切に実施し、危険性を有する団体に対する規制措

置の着実な実施によって、公共の安全の確保に貢献していく。

(📄P.67「1オウム真理教」)